

【議決権行使ガイドライン(2020年9月改正)】

1. 議決権行使ガイドラインの主な改正内容

議決権行使ガイドラインを改正します。主な改正点は以下の通りです（下線が変更箇所）。

a. ESG（環境、社会、ガバナンス）・サステナビリティ推進の観点の導入（取締役選任議案・株主提案議案）

【2021/4月総会より適用】

現行基準	1. 取締役選任・解任 ⑤株式価値を損なう可能性の高い訴訟・争議、経営陣の内紛、法令違反、反社会的行為、労働や人権などの社会面または環境面への配慮が著しく欠ける行為が認められる場合、個別検討とする。
改正内容	1. 取締役選任・解任 ⑤ <u>ESG/サステナビリティ推進の観点から企業価値</u> を損なう可能性の高い訴訟・争議、経営陣の内紛、法令違反、反社会的行為、労働や人権などの社会面または環境面への配慮が著しく欠ける行為が認められる場合、個別検討とする。

趣旨	当社の ESG 投融資方針の考え方と議決権行使内容の整合性を強化するために導入します。なお、ESG 関連の議案が想定される株主提案においても同様の視点で検討いたします。
----	--

b. 当社の独立性基準を満たす独立社外取締役人数基準の見直し（取締役選任議案）

【2022/4月総会より適用】

		1部上場企業	2部上場企業	左記以外
現行基準		社外取締役 2 名	社外取締役 1 名	
2021/4～（公表済）		独立社外取締役 2 名	独立社外取締役 1 名	
2022/4～ （今回改正）	通常	独立社外取締役 2 名	<u>独立社外取締役 2 名</u>	独立社外取締役 1 名
	親子上場	<u>独立社外取締役 1/3</u>		
	買収防衛策有	<u>独立社外取締役 2 名</u>		

※東証の市場区分は 2022 年 4 月以降、見直される見込みであるため、内容に応じて読み替えを行う。

趣旨	事業執行に対する監督の強化や、幅広い社外の見識導入が、企業価値向上につながるとの認識から、独立社外取締役の員数基準を強化します。
----	--

c. 買収防衛策基準に関する見直し（買収防衛策議案）

【2021/4月総会より適用】

<p>現行基準</p>	<p>21. 買収防衛策 以下に該当する場合には、個別検討。</p> <p>⑤ 社外取締役（2021/4月総会以降は、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役）が選任されていない企業で、以下のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立委員会が買収防衛策発動の是非を勧告する仕組みになっていない ・買収防衛策発動に際し、株主総会を開催することが明示されていない <p>⑥（東証1部上場企業のみ）独立取締役選任議案で定める独立性基準を満たす独立社外取締役が2名以上選任されていない企業</p>
<p>2021/4～ 改正内容</p>	<p>21. 買収防衛策 以下に該当する場合には、個別検討。</p> <p><u>⑤独立委員会が買収防衛策発動の是非を勧告する仕組みになっていない、かつ、買収防衛策発動に際し、株主総会を開催することが明示されていない場合</u></p> <p><u>⑥独立取締役選任議案で定める独立性基準を満たす独立社外取締役が選任されていない企業、（東証1部上場企業のみ）当社独立性基準を満たす独立社外取締役が2名以上選任されていない企業</u></p> <p><u>⑦有事導入型の買収防衛策</u></p> <p><u>⑧ライツ・プラン発動による新株または新株予約権の発行</u></p>
<p>2022/4～ 改正内容</p>	<p>21. 買収防衛策 以下に該当する場合には、個別検討。</p> <p><u>⑥独立取締役選任議案で定める独立性基準を満たす独立社外取締役が2名以上選任されていない企業</u></p>

<p>趣旨</p>	<p>買収防衛策に関する新たな事例への対応および対話において求めている内容との整合化を図るため、見直します。また、買収防衛策にかかる箇所を統合いたします。</p>
-----------	---

d. 継続的対話で改善が見込めない先への対応（取締役選任議案）

【2021/4月総会より適用】

<p>追加内容</p>	<p>1. 取締役選任・解任</p> <p><u>⑧ESG やサステナビリティ推進の観点および、投資先企業の中長期的な企業価値の向上の視点から大きな課題が見られるものの、継続的に対話しても改善の見込みがない投資先については、十分事前に経営トップへの反対の可能性を明示し、かつ「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」での審議を経たうえで、反対できるものとする。</u></p>
-------------	--

<p>趣旨</p>	<p>「対話と議決権行使の一体性強化による実効性の向上」および「個別企業の状況に即した対応の実現」を目的に導入します。</p>
-----------	---

2. 議決権行使ガイドラインの考え方

当社は主に以下の考え方に基づいて、議決権行使ガイドラインを設定しております。

取締役

- 取締役については、サステナビリティを考慮の上、適切な経営戦略等の決定や、業務執行の監督等を通じて、中長期的な企業価値向上を実現させることが重要な使命であると考えます。
- 従って、取締役選任にあたっては、今後の経営を託するために、十分な資質、経営実績等を有しているか、多様性、専門性を含めた取締役会全体のバランスの取れた構成となっているか等が重要な視点であると考えます。
- 業績については、一定期間赤字が継続する等の経営不振の場合、原則として、経営を担ってきた経営陣に経営を託することはできませんが、起業して間もなく初期投資が先行しているなど、中長期的な企業価値向上のための取組の途上である等、合理的な背景がないか等を丁寧に確認の上、判断します。
- ROE は、投資先企業における自己資本と収益の関係性を示すものであり、投資家にとって、経営者を評価し、投資判断するに際し、重要な指標の一つです。ただ、この指標は、多くの要素の結果であり、適切な財務レバレッジに加え、特に中長期的な視点に立った利益率の向上を重視します。なお、当指標については、議決権行使基準としては、全ての投資先企業に求める水準を設定していますが、個別性の高い分野であり、各企業の状況を丁寧に確認の上、判断します。
- 不祥事については、取締役候補者を再任することが、当該企業の価値向上のために適切かという視点から判断します。特に、対象候補者の不祥事への関与、発生時の内部統制体制の状況、発生原因分析と再発防止策の適切性等を重視します。
- スチュワードシップ活動の実効性を向上させるためには、対話と議決権行使が一体となり、対象企業に働きかけることが重要と考えています。議決権行使基準は、各企業に共通のものですが、個別の投資先において、気候変動や労働安全性など ESG の観点を踏まえた中長期的な企業価値向上の視点から大きな課題がある場合、課題解決に向け継続的な対話を行い、それでも改善の見込みがない場合には、取締役選任議案に反対することもあり得ます。但し、この場合は、対象企業に事前に丁寧に方針をお伝えしたうえで、第三者委員会での審議を経ることを要件とします。

独立社外取締役

- 独立社外取締役については、経営方針策定等について社外の知見をもって経営にあたることに加え、特に会社から独立した立場から経営を監督し、少数株主の利益を適切に経営に反映していただくことが重要であり、コーポレートガバナンス体制の根幹をなすものと考えています。
- 上記機能を発揮していただくために望ましい取締役構成については、置かれた経営環境や、機関設計に応じて判断すべきですが、議決権行使基準においては、日本企業の現状を踏まえ、全ての上場企業が少なくとも満たすべきと考える水準を設定し、体制強化に向けた対話を併用していきます。

監査役

- 監査役等については、会社から独立した立場から、業務監査、会計監査、特に取締役の職務執行の監査を通じて、積極的に役割を発揮することが重要と考えます。
- 従って、上記機能の発揮を弱める可能性がある監査役等へのインセンティブ付与や退職慰労金支給につきましては不適切であると考えております。

剰余金処分

- 株主還元については、中長期的な企業価値向上の視点から、成長に向けた合理的な投資を優先したうえで、一定水準以上の配当性向の実現を期待します。
- 議決権行使においては、全ての企業に求める配当性向の水準を設定していますが、各企業の成長ステージや、内部留保の厚さ、将来の資金需要等を把握の上、判断します。

取締役報酬

- 取締役に対するストックオプション等インセンティブ報酬については、一般的には、企業価値向上に結び付くと考えます。但し、希薄化率が一定水準を超えるストックオプションについては、反対することがあります。また、過度な影響が懸念されたり、効果が期待できないケースについては、是正をお願いすることがあります。

買収防衛策

- 買収防衛については、本来、企業価値向上によって、買収を抑止することが望ましいと考えます。また、個別の買収案件につきましては、サステナビリティの観点も含め、中長期的に当該企業の価値向上を期待できるかの視点等から判断します。
- 一定の独立社外取締役数の確保や、株主意思確認総会あるいは独立委員会の設置等、経営者の自己保身を抑制する仕組み等の導入を要件とした上で、その必要性、および十分な検討の時間と判断材料の確保という目的に適うかといった視点から、賛否の判断をします。

株主提案

- ESGの視点を踏まえた中長期的な企業価値の向上の視点から、株主提案についても、会社提案と同様の視点から判断します。

3. 新型コロナウイルス特別運営

新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）が世界の社会や経済に深刻な影響を及ぼしている中、投資先企業の価値が損なわれることを抑え、早期の回復、更には中長期的な企業価値向上につなげる視点から、当社は責任ある機関投資家として、2020年5月総会から、弾力的に議決権行使を行う以下の新型コロナ特別運営を実施しております。

	特別基準	理由
棄権	新型コロナ問題を要因とする「総会の延期」や「継続会」を受け入れ、監査意見を付した計算書類が添付されていないことをもって、棄権とはしない。	決算作業者の「安全」「健康」確保を最優先するべきであり、監査報告書が確認できない場合においても、他の情報開示等に基づき、個別判断を行う。
配当基準	<p>【前年賛成の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 招集通知等で新型コロナの影響等により内部留保を重視する政策等によることが確認できれば個別検討せずに賛成。 ● 招集通知等で確認できない場合は個別検討。基準未達が新型コロナの影響等により内部留保を重視する政策等によることが確認できれば賛成。 <p>【前年反対の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別検討。基準未達が新型コロナの影響等であることを確認できれば賛成。 	新型コロナの今後の経営環境に与える影響は不透明であることから、安定した成長のため、事業環境に精通した取締役会の判断を尊重する。ただし、内部留保が必要以上に厚く、配当姿勢に課題があることから前年反対した投資先については、慎重に個別判断を行う。
ROE・赤字基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 招集通知等で基準未達が新型コロナの影響等であることを確認できれば個別検討せずに賛成。 ● 招集通知等で確認できない場合は、個別検討し、極力新型コロナの影響を除外して判断。 	新型コロナの影響等により、収益が低下した点については、経営者の適格性とは直接の関係がないことから、極力除外して個別判断を行う。

4. 議決権行使ガイドライン

(点線内は賛否を判断する際の詳細基準)

下表により個別検討・原則不賛同に該当しない議案には原則賛成します。なお、対話等を通じて個別に状況を確認した結果、以下と異なる対応が合理的と考えられる場合には、当該判断に従うことといたします。

議案	内容
1. 取締役選任・解任	<p>以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>①長期にわたる経営不振（以下のいずれかに抵触）</p> <ul style="list-style-type: none">・債務超過・3期連続営業赤字・3期連続経常赤字・3期連続最終赤字 <p>※連結決算ベース。合併、統合等が発生する場合は個別に検討。</p> <p>以下のいずれかに該当すれば賛成し、該当しない場合は業績不振に責任を有すると考えられる役員に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none">・業績が改善傾向にあり、かつ次期は黒字化が計画されている場合・業績改善計画が示され、目標とされている計数が計画に沿って推移していることが確認でき、かつ早期に黒字化が計画されている場合 <p>②剰余金の分配が取締役会限りで承認可能</p> <p>※「8.剰余金の分配」に準じて判断。</p> <p>③会計監査人が継続企業の前提に重大な疑義を表明</p> <p>※意見不表明の場合は棄権。</p> <p>④ROEが5期連続5%未満かつ、業績の状況、資産の活用状況、自己資本の状況、株主還元の状態等に課題を有する</p> <p>利益率改善、株主還元強化、資産の有効活用等、ROE改善に向けた具体的取組が確認される場合には賛成し、該当しない場合には原則として経営トップの選任に反対する。</p> <p><u>※地方で業務を行う銀行については、上記のROE改善に向けた具体的取組として、中長期的な収益力向上に向けた経営計画等の進捗状況を含める。</u></p>

議案	内容
	<p>⑤【2021/3 月総会まで】株式価値を損なう可能性の高い訴訟・争議、経営陣の内紛、法令違反、反社会的行為、労働や人権などの社会面または環境面への配慮が著しく欠ける行為が認められる</p> <p>⑤【2021/4 月総会から】<u>ESG/サステナビリティ推進の観点から企業価値</u>を損なう可能性の高い訴訟・争議、経営陣の内紛、法令違反、反社会的行為、労働や人権などの社会面または環境面への配慮が著しく欠ける行為が認められる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該不祥事に係る第三者委員会の調査結果や判決・和解等の客観的材料により、再任候補となっている役員が以下に該当する場合には、当該役員の選任に反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該不祥事への関与があると判断される者 ✓ 当該不祥事への関与はなかったものの、特に当該不祥事を防止・抑止すべき立場であったにも関わらず、その責任を果たせなかったと判断される者 ✓ 当該不祥事発生当時の管理体制に特に重大な問題があり、体制構築に重大な責任を有していたと判断される者 ・ 上記に該当しない場合は不祥事の重大性を踏まえて個別に判断するが、以下の要件が何れも満たされている場合は賛成することを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 発生原因の究明がなされている。 ✓ 社内処分等により責任の所在が明確になっている。 ✓ 再発防止策が講じられている。 ✓ 経済的な影響（課徴金の純資産に対する割合等）が軽微である。 </div>
	<p>⑥【2021/3 月総会まで】株主総会後の取締役会に社外取締役が選任されていない場合。</p> <p>⑥【2021/4 月総会から 2022/3 月総会まで】株主総会後の取締役会に当社の独立性基準（独立取締役選任参照）を満たす独立社外取締役が選任されていない場合。</p> <p>⑥【2022/4 月総会から】<u>株主総会後の取締役会に当社の独立性基準（独立取締役選任参照）を満たす独立社外取締役が選任されていない場合。また、買収防衛策導入企業は 2 名以上、親会社が存在する企業は取締役会の 1/3 以上、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役が選任されていない場合。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><u>【2022/3 月総会まで】候補者の株主総会直前の辞退等、物理的に選任が困難な事情がある場合には賛成し、該当しない場合は原則として経営トップの選任に反対する。</u></p> <p><u>【2022/4 月総会から】以下に該当すれば賛成し、該当しない場合は原則として経営トップの選任に反対する。また、買収防衛策導入企業については、買収防衛策の導入（更新）議案にも反対する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>候補者の株主総会直前の辞退等、物理的に選任が困難な事情がある場合</u> ・ <u>基準となる人数の選任に向けた具体的な取組が確認できた場合</u> </div>

議案	内容
	<p>⑦ 【2021/3 月総会まで】（（東証 1 部上場企業のみ）株主総会後の取締役会に社外取締役が 2 名以上選任されていない場合。また、親会社が存在する企業、または買収防衛策導入企業については、独立取締役選任で定める独立性基準（独立取締役選任参照）を満たす社外取締役が 2 名以上選任されていない場合。</p> <p>⑦ 【2021/4 月総会から 2022/3 月総会まで】（東証 1 部上場企業のみ）当社の独立性基準（独立取締役選任参照）を満たす独立社外取締役が 2 名以上選任されていない場合。</p> <p>⑦ 【2022/4 月総会から】<u>（1 部上場・2 部上場企業のみ※）当社の独立性基準（独立取締役選任参照）を満たす独立社外取締役が 2 名以上選任されていない場合。また、親会社が存在する企業は取締役会の 1/3 以上、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役が選任されていない場合。</u></p> <p><u>※東証の市場区分は 2022 年 4 月以降、「1 部市場→プライム市場」、「2 部およびジャスダック・スタンダード市場→スタンダード市場」、「その他市場→グロース市場」に見直される見込みであるため、必要に応じて追加の対応や読み替えを行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下に該当すれば賛成し、該当しない場合は原則として経営トップの選任に反対する。また、買収防衛策導入企業については、買収防衛策の導入（更新）議案にも反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者の株主総会直前の辞退等、物理的に選任が困難な事情がある場合 ・ 基準となる人数の選任に向けた具体的な取組が確認できた場合 </div> <p>⑧【2021/4 月総会から】ESG やサステナビリティ推進の観点および、投資先企業の中長期的な企業価値の向上の視点から大きな課題が見られるものの、継続的に対話しても改善の見込みがない投資先については、十分事前に経営トップへの反対の可能性を明示し、かつ「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」での審議を経たうえで、反対できるものとする。</p>
社外取締役選任・解任	<p>前年度の実行役員等※への出席率が 75%未満の候補者の再任には原則不賛同とする。 ※指名委員会等設置会社における取締役は、所属の委員会を含む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>欠席理由が以下のような場合は、当該欠席回数を調整して出席率を判定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時取締役会等で招集が急であったことにより都合がつかなかったため。 ・ 定時取締役会等で直前に急な日程変更があり都合がつかなかったため。 ・ 急病のため。 ・ 悪天候による公共交通機関の運休のため。 </div>

議案	内容
独立取締役選任	<p>証券取引所に独立役員として届け出ている取締役が、当社独立性基準の何れかに該当する場合は、原則不賛同とする。</p> <p>【当社独立性基準】</p> <p>① 対象企業を関連会社とする企業の業務執行者</p> <p>② 売上高に占める取引金額が、対象企業または取引先企業いずれかの 2%以上である取引先企業の業務執行者</p> <p>③ 対象企業から 10 百万円以上の報酬を受けている者</p> <p>④ 対象企業等の役員および重要な使用人の 2 親等以内の親族</p> <p>※②③は、直近 3 事業年度のいずれかにおいて、該当するかで判断。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下に該当する場合は賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記独立性基準を満たす独立社外取締役が 2 名以上選任されており、対話を通じて、会社の独立性に関する認識に特段の問題がないことが確認できた場合 ・ 当該役員を独立役員として届け出る状況を解消する方向で検討していく旨の表明が会社からあった場合 </div>
2. 監査役等※選任・解任	<p>※監査役等・・・監査（等）委員である取締役を含む。以下同様。</p> <p>【2021/4 月総会から】ESG/サステナビリティ推進の観点から企業価値を損なう可能性の高い訴訟・争議、経営陣の内紛、法令違反、反社会的行為、労働や人権などの社会面または環境への配慮が著しく欠ける行為が認められる場合は、個別検討する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記取締役選任・解任欄の⑤参照。</p> </div> <p>前年度の実績が好ましくない取締役会もしくは監査役会※への出席率が 75%未満の候補者の再任には、原則不賛同とする。</p> <p>※監査等委員会および監査委員会を含む。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記社外取締役選任・解任の欄参照。</p> </div>
独立監査役等選任	<p>証券取引所に独立役員として届け出ている監査役等が、当社独立性基準（独立取締役選任参照）の何れかに該当する場合は、原則不賛同とする。</p>
3. 会計監査人・会計参与の選任・解任	<p>後任の会計監査人が選任されない場合は、個別検討とする。</p>

議案	内容
<役員報酬等・退職慰労金に関する議案>	
4. 取締役報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・1.取締役選任・解任に準じて判断する。
5. 取締役退職慰労金	<p>ただし、①「長期にわたる経営不振」、③「会計監査人が継続企業の前提に重大な疑義を表明」に該当する企業における報酬額の引上げおよび賞与支給には、個別検討の上、原則不賛同とする。</p>
6. 監査役等報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・1.取締役選任・解任に準じて判断する <p>ただし、「剰余金の分配が取締役会限りで承認可能」に関しては個別検討の対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式報酬の支給は個別検討の上、原則不賛同とする。
7. 監査役等退職慰労金	<p>原則不賛同とする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>監査役等への退職慰労金支給を廃止する旨の表明が会社からあった場合には賛成する。</p> </div>	
<剰余金の分配に関する議案>	
8. 剰余金の分配	<p>連結決算ベースで以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 黒字無配 ② 自己資本比率 50%以上の企業：配当性向 0%超 15%未満 自己資本比率 50%未満の企業：配当性向 0%超 10%未満 ③ 金銭分配請求権が与えられないで行われる現物配当 <p>ただし、①、②に該当する場合でも、以下の何れかに該当すれば原則賛成とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率 20%以下 ・ 営業損失もしくは経常損失 ・ 総還元性向が以下の基準以上 自己資本比率 50%以上の企業：15% 自己資本比率 50%未満の企業：10% <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下のいずれかに該当すれば賛成し、該当しない場合は反対する。剰余金処分議案がない場合は、原則として取締役選任議案における経営トップの選任に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務面で配当余力に乏しいと判断される場合 ・ 過去の配当実績が十分、もしくは改善傾向にあり、かつ次期は基準を満たすことが計画されている場合 ・ 大規模な水準の明確な資金需要が認められる、あるいは事業が成長途上にある等、配当よりも投資を優先させる合理的な理由がある場合 </div>
9. 自己株式の有償取得	<p>市場買付け、公開買付け以外の方法による特定の者からの自己株式の有償取得の場合は、個別検討とする。 ※定款の定めに基づいた優先株式の取得の場合は対象外。</p>

議案	内容
<資本政策等に関する議案>	
10.新株発行	<p>以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 発行価格が市場価格未満</p> <p>② 新株発行による希薄化割合が 10%以上</p>
11.新株予約権(ストックオプション)の付与	<p>監査役等へ付与される場合は、原則不賛同とする。</p> <p>また、以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 子会社を除く社外関係者(社外取締役を除く)への付与</p> <p>② 新株発行による希薄化割合が 10%以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①については、付与対象者に業績インセンティブを与えることが業績向上につながると判断される場合には賛成する。</p> <p>②については、インセンティブとして妥当な規模と判断される場合には賛成する。</p> </div>
12.合併・事業譲渡・事業譲受・株式交換・株式移転・会社分割・株式併合	<p>以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 中立的な第三者によって合併比率等の算定根拠が示されていない (被合併企業が完全子会社である吸収合併は対象外)</p> <p>② 吸収合併等の対価が存続会社等の株式以外で交付される</p> <p>③ 新設合併等の対価が社債、新株予約権、新株予約権付社債で交付される</p> <p>④ 株式併合時に、単元株式数の引き下げが行われない</p>
13.解散・減資・純資産の部の計数の変動	<p>純資産の部の計数の変動(資本金、準備金、その他資本剰余金及び利益剰余金間の変動)の場合を除き、個別検討とする。</p>
<定款変更に関する議案>	
14.発行可能株式総数の増減	<p>著しく財務内容が悪化した企業が事業再編の一環として実施する場合は、個別検討とする。</p>
15.取締役の員数変更	<p>原則賛成とする。</p>
16.取締役の任期変更	<p>取締役の解任決議要件の加重と併用で期差任期制度を導入する場合は、個別検討とする。</p>
17.重要事項の決議要件の加重	<p>個別検討とする。</p>

議案	内容
18. 剰余金の分配の決定機関の変更(取締役会への授権)	<p>以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 株主総会による決議を排除するよう定める場合</p> <p>② 連結ベースで5期連続黒字無配となっている場合</p> <p>※ただし、以下の何れかの基準に5期連続で該当する場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率 20%以下 ・ 営業損失もしくは経常損失 ・ 総還元性向が以下の基準以上 <p>自己資本比率 50%以上の企業：15%</p> <p>自己資本比率 50%未満の企業：10%</p>
19. 種類株式の設定および重要な変更	個別検討とする。
20. 定款変更等に関するもので重要度の低いもの	原則賛成とする。
<買収防衛策に関する議案>	
21. 買収防衛策	<p>買収防衛策が、以下のいずれかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 信託型ライツ・プラン</p> <p>② 東京証券取引所等が尊重義務に反する旨を公表</p> <p>③ 東京証券取引所等の上場廃止基準に該当</p> <p>④ 金員等交付を伴う差別行使条件付新株予約権</p> <p>⑤ 社外取締役が選任されていない企業で、以下のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立委員会が買収防衛策発動の是非を勧告する仕組みになっていない ・ 買収防衛策発動に際し、株主総会を開催することが明示されていない <p>⑥ (東証1部上場企業のみ) 当社独立性基準を満たす独立社外取締役が2名未満</p> <p>【2021/4月総会から2022/3月総会まで】</p> <p><u>⑤独立委員会が買収防衛策発動の是非を勧告する仕組みになっていない、かつ、買収防衛策発動に際し、株主総会を開催することが明示されていない場合。</u></p> <p><u>⑥独立取締役選任議案で定める独立性基準を満たす独立社外取締役が選任されていない企業、(東証1部上場企業のみ) 当社独立性基準を満たす独立社外取締役が2名以上選任されていない企業。</u></p> <p><u>⑦有事導入型の買収防衛策</u></p> <p><u>⑧ライツ・プラン発動による新株または新株予約権の発行</u></p> <p>【2022/4月総会から】</p> <p><u>⑥独立取締役選任議案で定める独立性基準を満たす独立社外取締役が2名以上選任されていない企業</u></p>

議案	内容
	<p>上記④の場合には、以下のいずれにも該当すれば賛成し、該当しない場合は反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会が独立委員会の勧告を尊重する仕組みとなっている場合 ・ 買防策発動時には株主総会を開催し、株主意思を確認する仕組みとなっている場合
<その他>	
22. 株主提案	<p>【2021/4月総会から】 <u>株主提案議案の個別検討に当たっては、ESGを含むサステナビリティ推進の視点を考慮の上、投資先企業の中長期的な企業価値向上に寄与するかという視点から検討を実施する。</u></p> <p>株主提案の内容と論点を同じくする会社提案の議案がない場合は、<u>上記視点から</u>個別検討を行う。</p> <p>但し、会社提案と同一論点であっても、株主提案の内容が、中長期的な企業価値の向上に寄与すると考えうる場合には、個別検討対象とする。</p> <p>なお、以下に該当する場合は個別検討の対象外（会社側へ賛成）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の社会的、政治的問題の解決を目的としていると判断される場合 ・ 機動的かつ柔軟な事業運営を制限すると判断される場合
23. 委任状闘争となった議案	個別検討とする。
24. 計算書類の承認	原則賛成とする。
25. 財団法人への自己株処分	<p>個別検討とする。</p> <p>以下のいずれにも該当すれば賛成し、該当しない場合は反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団の活動に具体的内容があり、企業価値への貢献があること。 ・ 財団の活動費用や拠出株式の規模が、CSR活動として過大でないこと。 ・ 現金寄付でなく、自社株譲渡の形で行うことに合理的な説明があること。 ・ 自社株放出による希薄化の程度が許容される範囲内であること。 ・ 議決権行使が財団や会社の恣意によりなされないこと。

棄権についての考え方

※特段の事情がある場合を除き、開示情報が不十分であり、かつ以下に該当する場合は棄権する。

- ・ 会計監査報告書が提出されていない場合
- ・ 重大な不祥事に関して、以下のいずれかに該当する場合
 - ① 中立的な第三者または公的機関等による調査が進行中であり、結果の公表や起訴・行政処分等がなされていない場合
 - ② 株主より特定の取締役に対する損害賠償の提訴請求を受けているが、監査役等が取締役に対して損害賠償請求を行うか未だ判断していない場合

以 上